

久留米市企業局公告第 一 号

清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 10 月 29 日

久留米市企業管理者 石原 純治

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託
- (2) 委託場所 久留米市津福本町 清掃津福工場
- (3) 業務内容 別紙「清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日より令和7年3月14日まで
- (5) 予定価格 8, 219, 200円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 7, 472, 000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 最低制限価格 なし
- (7) 支払条件 前払金：無 部分払：無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- (8) 久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該本店、もしくは支店・営業所が登載されている者であること。
- (9) 名簿に業種「工業薬品」で登載されている業者であること。
- (10) 平成26年4月1日以降、官公庁等発注の脱臭用の活性炭取替業務を元請として履行した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局 及びホームページに契約書（案）を掲載

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。
入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

- ア 入札書（様式第1号）
- イ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ウ 同種業務実績調書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和6年11月8日（金）17時必着

(3) 提出先（宛先）

福岡県久留米市津福本町2241 久留米市企業局上下水道部下水道施設課

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ及びウを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

- (1) 日時： 令和6年11月14日（木）10時00分
- (2) 場所： 福岡県久留米市津福本町2241
中央浄化センター管理棟1階会議室
- (3) 立会： 入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札候補者の決定
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

名簿に登録されている業者は、規則第7条第1項第2号に該当するため、免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和6年11月1日（金）12時まで

② 受付場所：10 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又はメールで提出すること。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和6年11月5日（火）までにメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局 上下水道部 下水道施設課

住所：〒830-0047

福岡県久留米市津福本町2241 中央浄化センター

電話：0942-39-1155

FAX：0942-39-1155

メール：gesuichu@city.kurume.lg.jp

令和6年度 業務委託設計書	設 計		精 算	
委 託 費 :				
年 度 : 令和6年度				
委 託 名 : 清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託				
委 託 場 所 : 久留米市津福本町 清掃津福工場				
履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで				
<p data-bbox="197 874 349 906">[業務概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="456 922 1099 954">• 高濃度脱臭塔活性炭取替工 1 式 <li data-bbox="456 970 1099 1002">• 低濃度脱臭塔活性炭取替工 1 式 <li data-bbox="456 1018 1099 1050">• 産業廃棄物処分工 1 式 				

本委託費計算書

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本委託費								
	直接業務費							
		高濃度脱臭塔活性炭取替工		1	式			第1号内訳書
		低濃度脱臭塔活性炭取替工		1	式			第2号内訳書
		産業廃棄物処分工		1	式			第3号内訳書
			計					
	間接業務費		共通仮設費	1	式			
			計					[直接業務費]+[共通仮設費]
	純業務費		現場管理費	1	式			
			計					[純業務費]+[現場管理費]
	業務原価		一般管理費	1	式			
			計					
	業務価格		消費税及び 地方消費税相当額	1	式			
	合計							

第 1 号 内 訳 書

高 濃 度 脱 臭 塔 活 性 炭 取 替 工

名 称	品 種	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
ヤシ殻系破碎状活性炭	エバダイヤAG-100S 相当品	破碎状	630	kg			
パッキン	ネオプレンスポンジパッキン	幅35mm×厚さ10mm	14	m			
活性炭取り出し	大型吸引車使用		1	式			
活性炭充填	クレーン使用		1	式			
計							

第 2 号 内 訳 書

低 濃 度 脱 臭 塔 活 性 炭 取 替 工

名 称	品 種	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
ヤシ殻系破碎状活性炭	エバダイヤAG-100 相当品	破碎状	5,340	kg			
パッキン	ネオプレンスポンジパッキン	幅35mm×厚さ10mm	92	m			
活性炭取り出し	大型吸引車使用		1	式			
活性炭充填	クレーン使用		1	式			
計							

第 3 号 内 訳 書

産 業 廃 棄 物 処 分 工

名 称	品 種	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
産業廃棄物処理費	一般ガス吸着用活性炭	積込・運搬・処分	5,970	kg			
産業廃棄物処理費	ゴム	積込・運搬・処分	1	式			
計							

清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託仕様書

1. 委託名 清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託

2. 委託場所 久留米市津福本町 清掃津福工場

3. 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

4. 業務内容

(1) 低濃度脱臭塔活性炭の一部取替 (カートリッジ 20 台分)

(2) 高濃度脱臭塔活性炭の一部取替 (カートリッジ 3 台分)

(3) パッキンの一部取替 (低濃度脱臭塔及び高濃度脱臭塔)

5. 低濃度脱臭塔仕様

(1) 活性炭

品名：ヤシ殻系破碎状活性炭「エバダイヤ AG-100」(同等品可)

性状：「エバダイヤ AG-100」と同等以上の性能を有するもの

「エバダイヤ AG-100」の一般性状

充填密度(kg/m³) 400～550

硬さ(%) 90 以上

ベンゼン吸着量(%) 30 以上

粒度(%) 95 以上

数量：5,340kg (カートリッジ 1 台あたり 267kg×20 台分)

(2) パッキン

品名：パッキン

材質：ネオプレンスポンジ

寸法：幅 35mm×厚さ 10mm

数量：92m (カートリッジ 1 台あたり 4.6m×20 台分)

別図「カートリッジ、パッキン詳細図」を参照

6. 高濃度脱臭塔仕様

(1) 酸性ガス吸着用活性炭

品名：酸性ガス吸着用活性炭 (ヤシ殻系破碎状活性炭「エバダイヤ AG-100S」【同等品可】)

性状：「エバダイヤ AG-100S」と同等以上の性能を有するもの

「エバダイヤ AG-100S」の一般性状

充填密度(kg/m³) 400～550

硬さ(%) 90 以上

ベンゼン吸着量(%) 30 以上

粒度(%) 95 以上

数量：360kg (カートリッジ 1 台あたり 120kg×3 台分)

(2) パッキン

品名：パッキン

材質：ネオプレンスポンジ

寸法：幅 35mm×厚さ 10mm

数量：14m（カートリッジ 1 台あたり 4.6m×3 台分）

別図「カートリッジ、パッキン詳細図」を参照

7. 業務の実施

- (1) 本設備の構造、機能等を熟知した技術者が作業に従事すること。
- (2) 低濃度脱臭塔内からカートリッジを取り出すため必要な機器（カートリッジ吊り金物およびチェーンブロック）は発注者側で準備をする。
- (3) 契約履行に必要となる電力、用水は無償で支給するものとする。ただし、作業に際して必要となる仮設設備等は請負者側で準備をすること。
- (4) 本業務は酸素欠乏・硫化水素発生の危険性がある場所での作業となるので、関係法令を遵守して作業をおこなうこと。
- (5) 業務実施においては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、同作業主任者免状の複写および作業従事者の名簿を事前に提出すること。
- (6) 明記していない事項であっても当然必要とされる軽易な部品の取替や作業などは請負者の負担で行うこと。

8. 工程管理

- (1) 作業は、施設の業務に支障がないように行うこと。
- (2) 作業は、原則として第 2 もしくは第 4 土曜、日曜日の 9 時 00 分より 16 時 45 分の間にて行うこと。ただし、作業の都合上、上記以外の日時に作業を行う必要がある場合には事前に監督職員の了解を得ること。

9. 提出書類

- (1) 業務着手前に以下の書類を提出すること。
 - ①業務着手届
 - ②施工計画書
 - ③産業廃棄物処理計画書
 - ④作業員名簿
 - ⑤酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者終了証のコピー
- (2) 業務完了後に以下の書類を提出すること。
 - ①活性炭計量証明書（重量の確認が出来るもの）
 - ②活性炭規格試験成績書（活性炭性状の確認ができるもの）
 - ③作業環境測定記録（酸素濃度、硫化水素濃度）
 - ④業務完了届
 - ⑤作業報告書（業務実施内容が分かるもの）

⑥ 産業廃棄物処理報告書（マニフェスト、写真を含む）

⑦ そのほか、市が求めるもの

10. 品質管理、保証

- (1) 交換する活性炭は、メーカーの定めた規格品を使用すること。
- (2) JIS、JEM 等規格適合品を使用すること。
- (3) 従来の機能、設備との協調を維持すること。
- (4) 製造者の規定に基づく品質管理がなされること。

11. 立会い、検査

- (1) 以下の場合には監督職員の立会い及び検査を受けること。
 - ① 施工後検査が困難な部分
 - ② 現地業務終了時
 - ③ 報告書提出時
 - ④ そのほか監督職員が指示するとき
- (2) 立会い及び検査時に、監督職員から不良箇所の指摘がある場合は、直ちに再整備を行うこと。

12. 一般事項

- (1) 業務監理については久留米市企業局の監理とする。
- (2) 別紙図面及び仕様書の内容に基づき作業し、不明の点は監督職員の指示による。
- (3) 作業においては、監督職員および関連業者と十分協議の上で行うこと。
- (4) 工程計画は監督職員と関連業者と十分協議の上作成すること。
- (5) 作業中、周囲の施設等に損傷を与えた場合、請負者の責任及び費用負担にて速やかに原形に復旧すること。
- (6) 作業現場内は整理整頓をし、安全管理を徹底すること。また、塗料等の溶剤は現場内に保管しないこと。
- (7) その他、不明な点は監督職員の指示によること。
- (8) 騒音・臭気等が発生する場合は、事前に監督職員へ連絡し、十分注意して作業すること。
- (9) 建設リサイクル法に従い、発生材の分別、適正処理を行なうこと。
- (10) 活性炭の廃棄物処理は、有効利用を原則とするが、それが困難な場合は適正に処理を行うこと。

13. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1 4. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

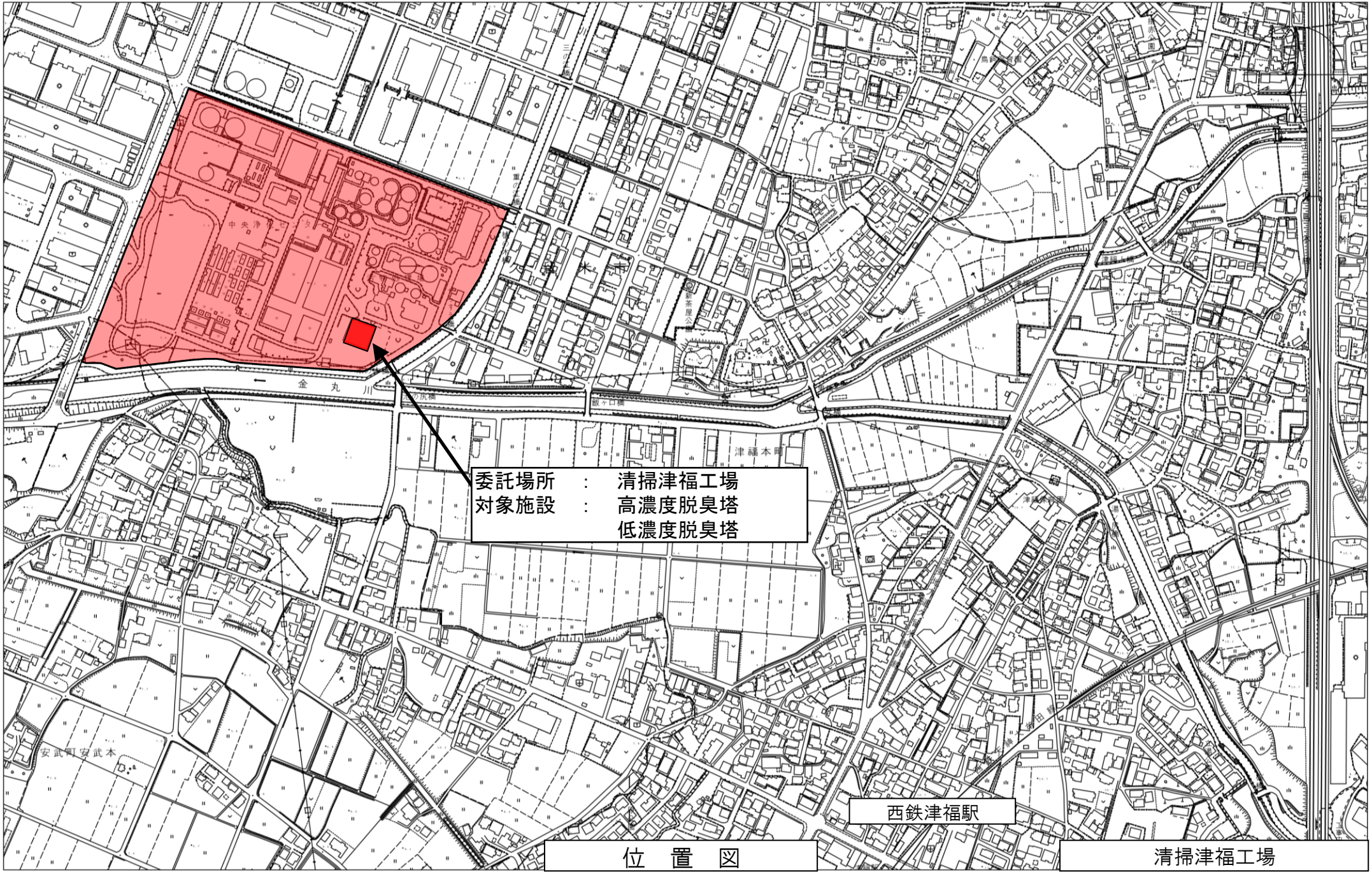
受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

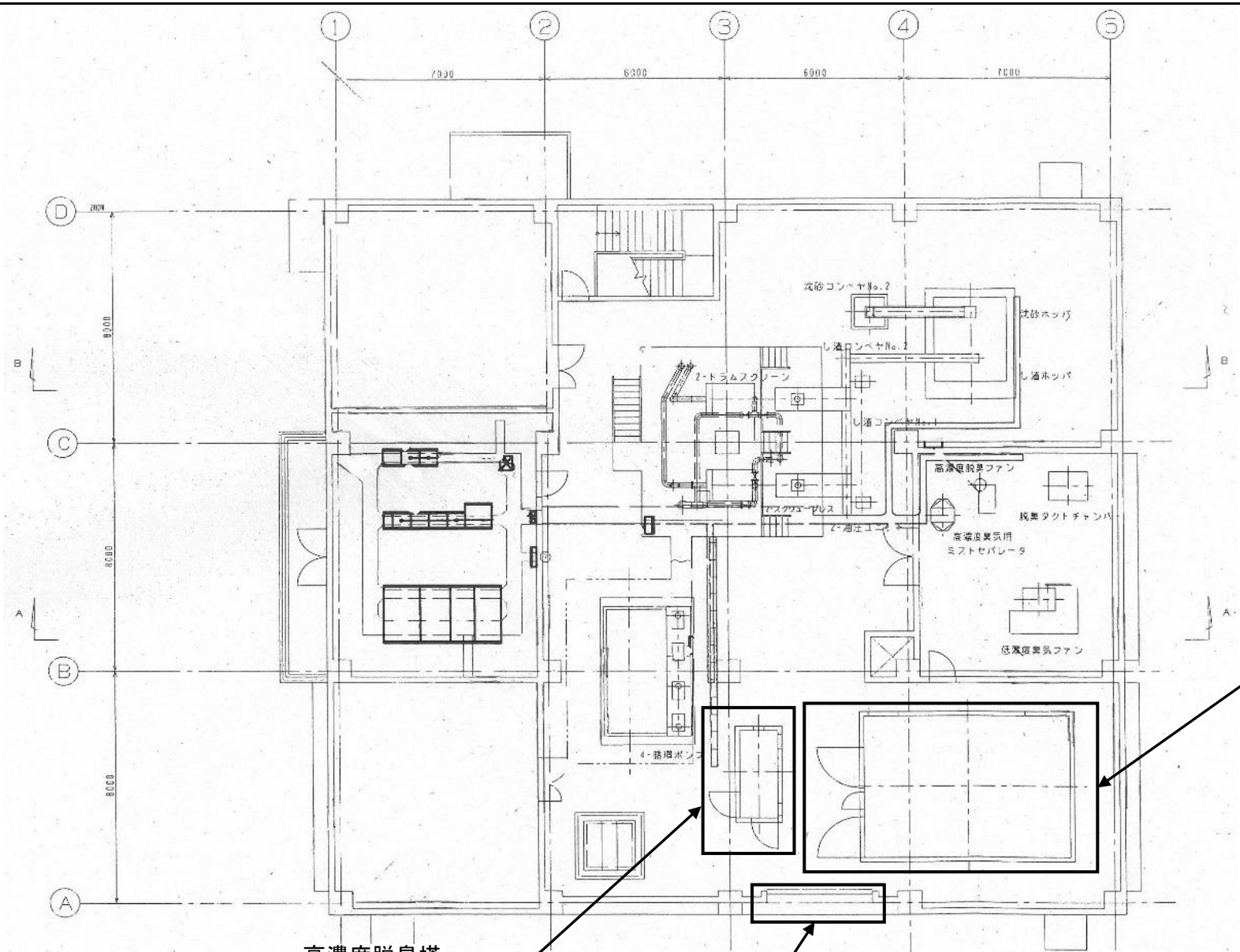
(1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。

(2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

1 5. 障害者に対する遵守事項

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。





高濃度脱臭塔
活性炭の取替(今回委託)

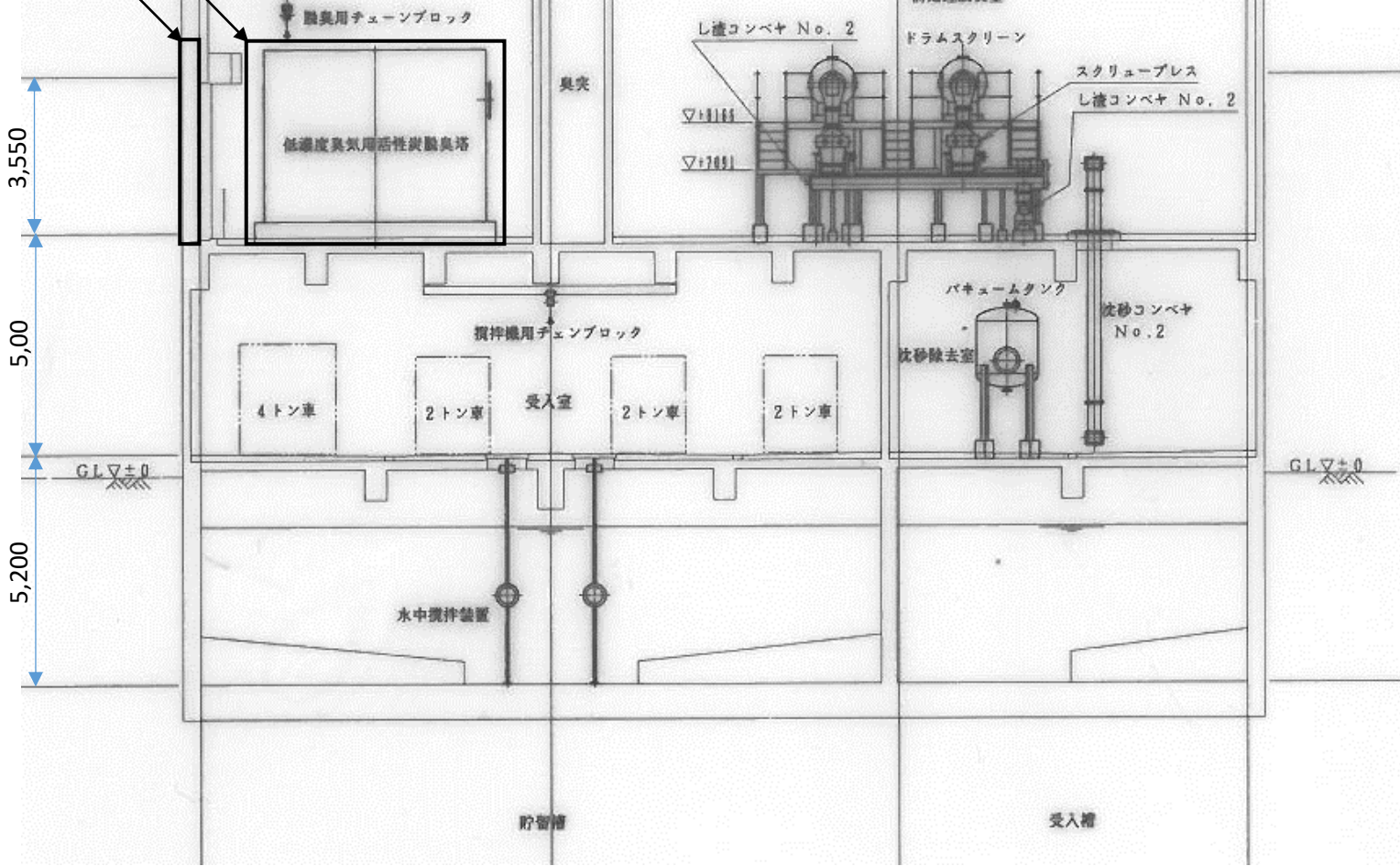
2階 搬入扉

低濃度脱臭塔
活性炭の取替(今回委託)

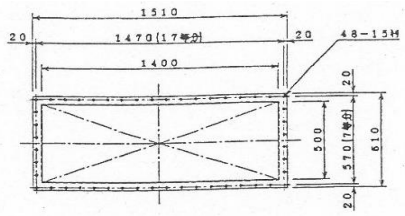
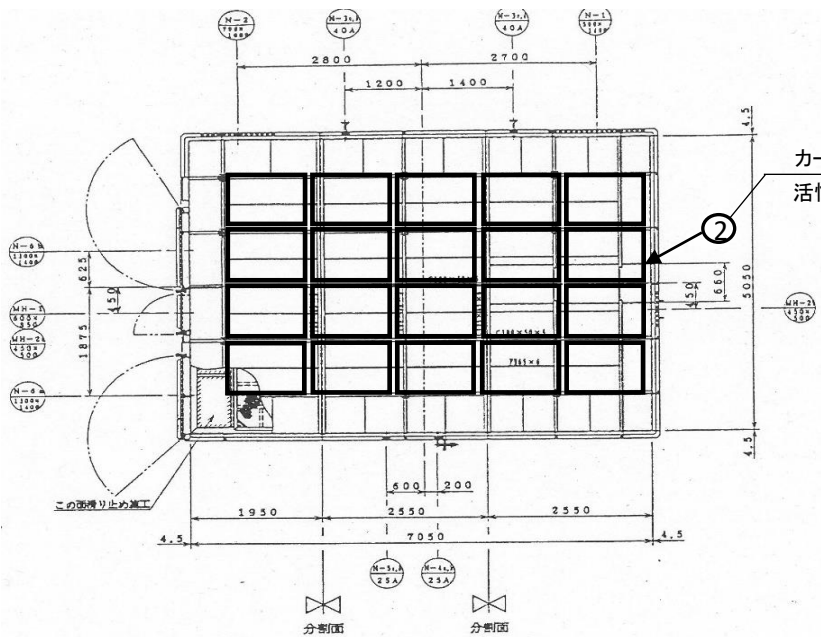
業務名	清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
図面名	清掃津福工場 2階平面図

低濃度脱臭塔
活性炭の取替(今回委託)

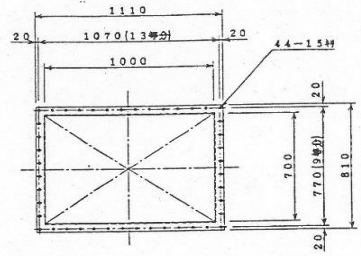
2階 搬入扉



業務名 清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
図面名 清掃津福工場 断面図

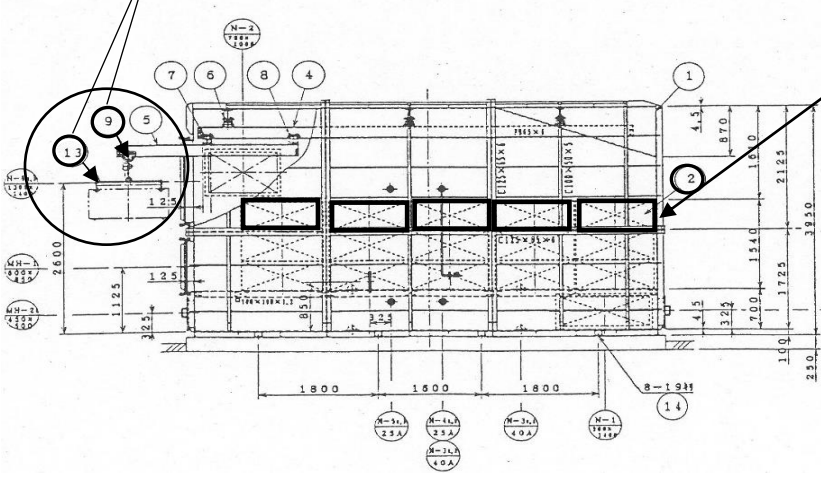


ガス入ロフランジ詳細
[5 = 1/1]

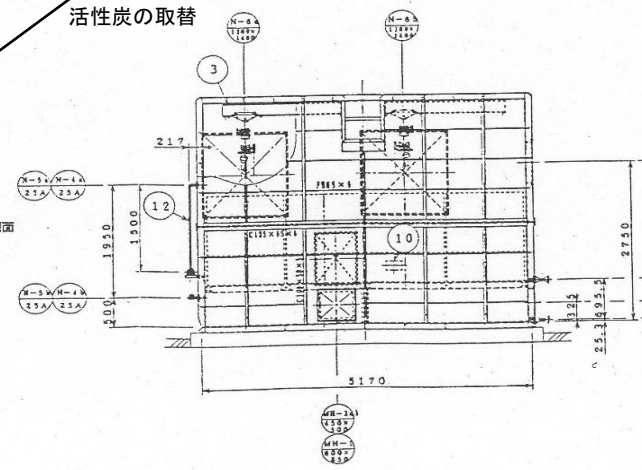


ガス出ロフランジ詳細
[5 = 1/1]

カートリッジ取出用吊り金物、チェーンブロック
委託者側で準備

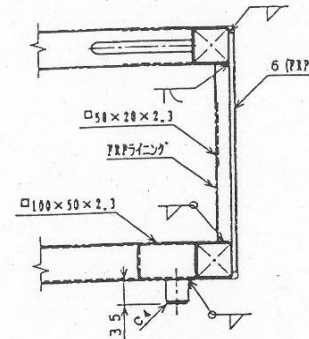
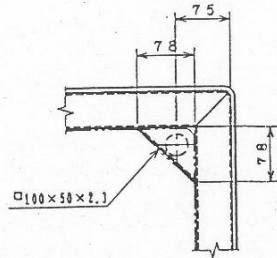
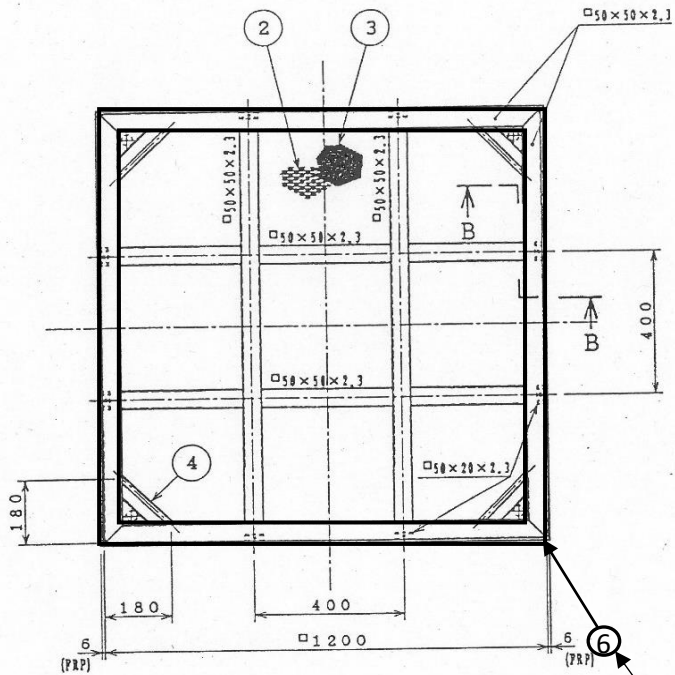


カートリッジ (上段20台分)
活性炭の取替



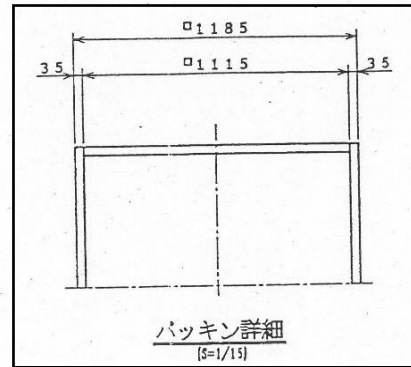
15					
14	蓋ボルト	S10184	8 直 M1.6 x 2.0 L 蓋		今回使用
13	カートリッジ吊り金具	S1440	2 図面参照		今回使用
12	サンプリグ管	PTC	1 VP 2.5		
11	マノメータ	市販品	1 仕様製作所 0~2.00 mpa		
10	紙 袋	S10184	1 NPE-5		
9	ギヤードローリチェーンブロック	市販品	2 0.5 TON		今回使用
8	プレートローリ	市販品	2 0.5 TON		
7	ギヤードローリ	市販品	2 0.5 TON		
6	ハンドキャリア	市販品	6 カミツチ IBT-4		
5	トロリービーム	S1040	2 仕様製作所 M1.8 x 1.8 x 1.1 (H=142.5mm)		
4	ローリ	市販品	2 1		
3	トロリービーム	S1040	6 仕様製作所 M1.8 x 1.8 x 1.1 (H=142.5mm)		
2	カートリッジ	市販品	60 図面参照		活性炭取替
1	本 塔	S1110	1 仕様製作所 1.5 x 4.5 (6分銅)		
	品番	名 称	材 質	数量	備 考

業務名 清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
 図面名 低濃度脱臭塔 詳細図



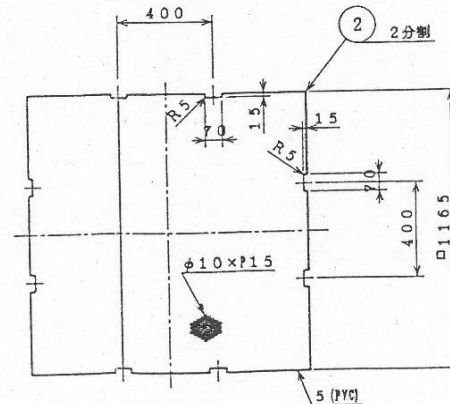
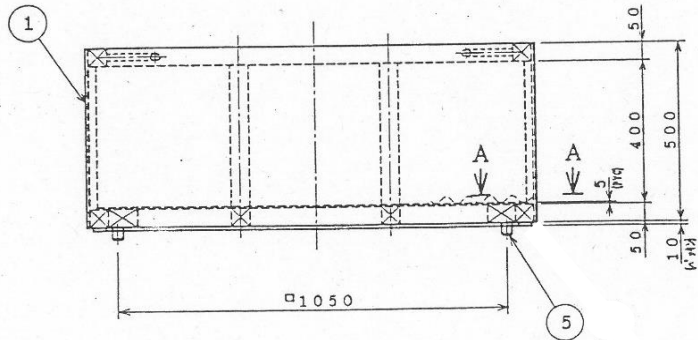
断面 A A
(S = 1/5)

断面 B B
(S = 1/5)



パッキン詳細図

パッキン
今回取替

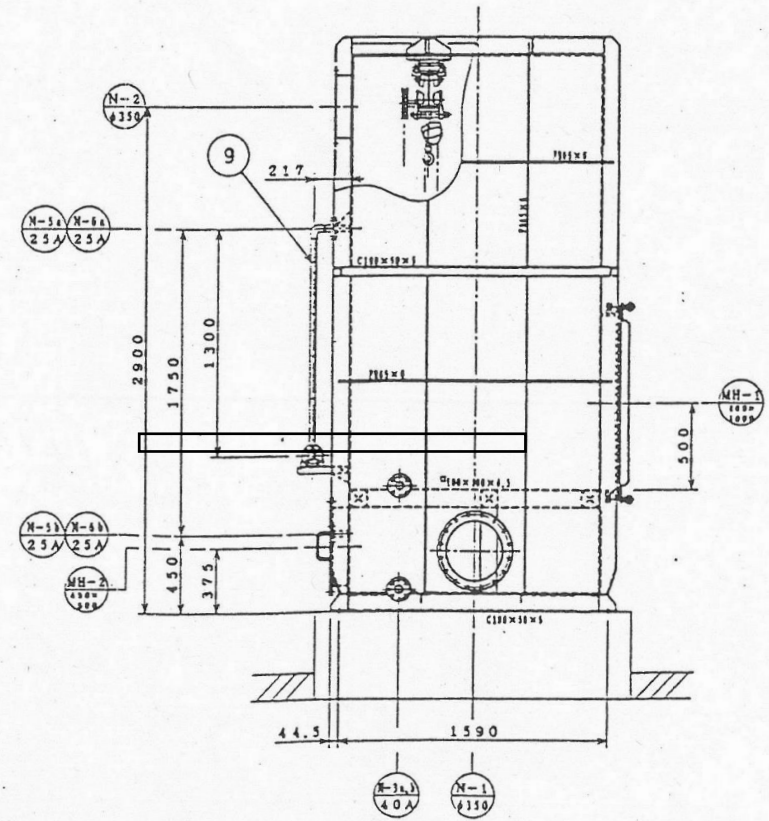
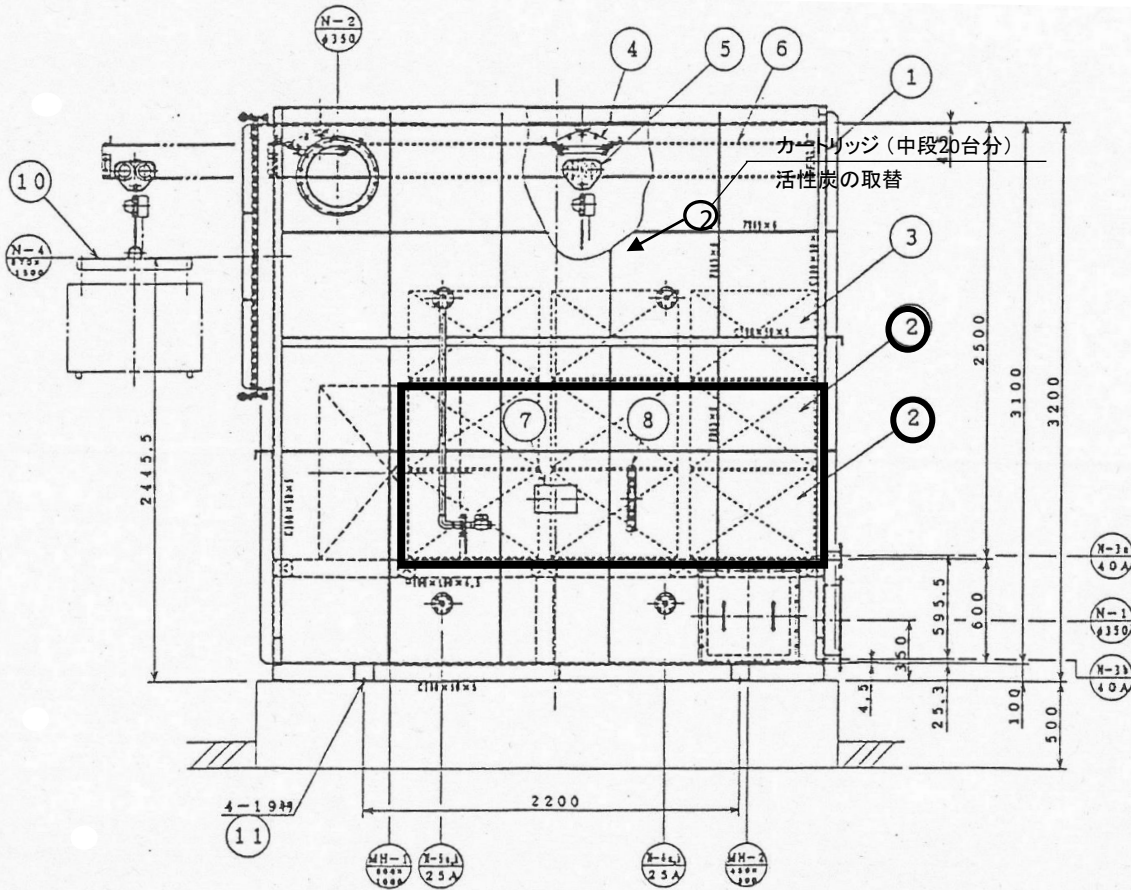


パンチングプレート詳細
(S=1/15)

今回取替

10						
9						
8						
7						
6	パッキン	材質	60	t=10		
5	脚	SUS316L	240	φ30丸棒		
4	吊り棒	SUS316L	240	φ16丸棒		
3	トリカルネット	PZ	60	特注(N-508)		
2	パンチングプレート	PVC	60	t=5 (2分割)		
1	カートリッジ	FRP+SS補強	60	t=6 (空重量: 115kg)		
品番	名	称	材質	数量	備	考

業務名 清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
図面名 低濃度脱臭塔カートリッジ、パッキン 詳細図



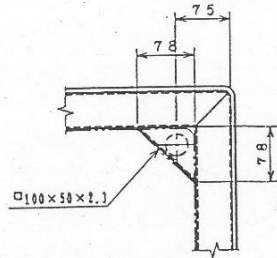
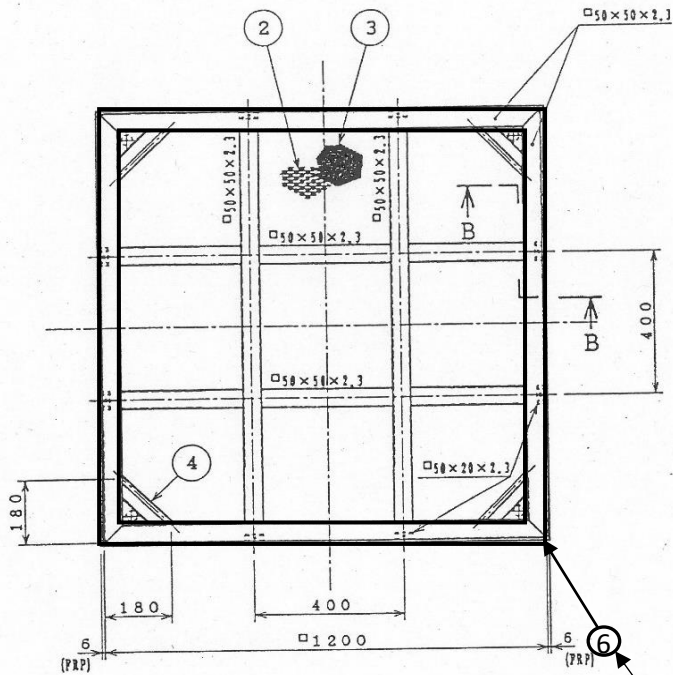
1	1	蓋被ボルト	SS5304	4組	M16×150 L型
10	1	カートリッジ吊り金具	SS400	1	別図参照
9	1	サンプリング管	PVC	1	VP25
8	1	マンメータ	市販品	1	木村製作所 0 ~ 200mm
7	1	銘板	SS5304	1	NPE-5
6	1	トリローブーム	SS400	1	1210×100×1 (9-677) 検出
5	1	チェーンブロック	市販品	1	3t-0.5TON 3-1100-100-100
4	2	ハンドキャリア	市販品	2	カミガ 1BT-3
3	3	中性成分用カートリッジ	FRP+SS200	3	別図参照
2	6	酸性成分用カートリッジ	FRP+SS200	6	別図参照
1	1	本体	SSFRP+FRP	1	t=4.5
品名	数量	材質	数量	備考	

今回使用

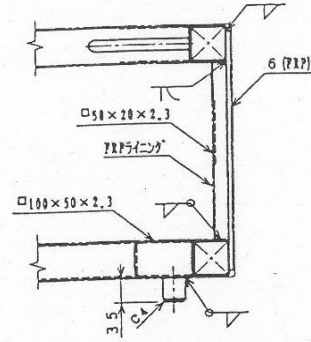
カートリッジ内活性炭取替(今回委託)

今回委託

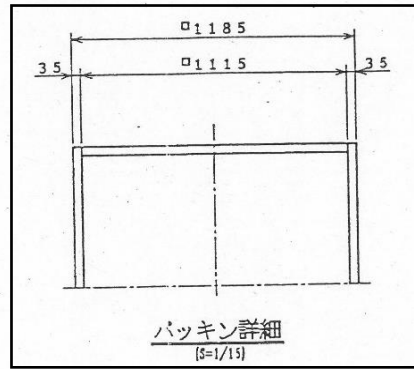
業務名 清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
 図面名 高濃度脱臭塔 詳細図



断面 A A
(S = 1/3)



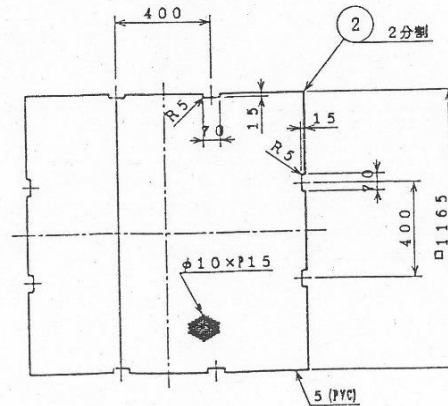
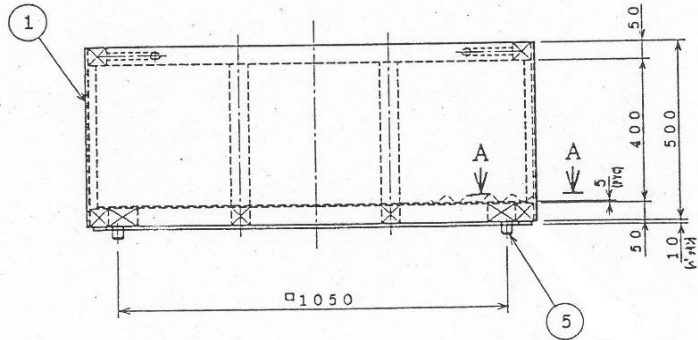
断面 B B
(S = 1/3)



パッキン詳細
(S=1/15)

パッキン詳細図

パッキン
今回取替



パンチングプレート詳細
(S=1/15)

□ 今回取替

10				
9				
8				
7				
6	パッキン	社アパダ	60	t=10
5	脚	SUS316L	240	φ30丸棒
4	吊り棒	SUS316L	240	φ16丸棒
3	トリカルネット	PZ	60	3枚巾(N=500)
2	パンチングプレート	PVC	60	t=5 (2分割)
1	カートリッジ	FRP+SS補強	60	t=6 (空重量: 115t)
品番	名	称	材質	数量
				備 考

業務名 清掃津福工場脱臭塔活性炭取替業務委託
図面名 高濃度脱臭塔カートリッジ、パッキン 詳細図

(第1号様式)

入 札 書

久留米市企業管理者 殿

¥マーク記入 (税抜き)

入札 金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

委託名 清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託

関係法令及び貴市契約事務規則その他関係書類承知のうえ、上記のとおり入札いたします。

令和 6年 11月 8日

住 所 _____

商 号 _____

代表者名 _____ 印

第2号様式（第8条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

久留米市企業管理者 宛て

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和6年10月29日公告の清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託の入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実はなく、経営状態が著しく不健全と判断され得る事実はないことを申立てます。

記

1. 有資格者名簿の登載の有無 有 ・ 無

2. 開札の立会い 希望する ・ 希望しない

同種業務実績調書

同種業務の条件		公告の入札参加条件に記載された要件を満たす実績
業務概要	業務名称	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	完了年月日	年 月 日
	業務内容・規模等	

- 注) 1 業務概要等は、同種の業務実績について、的確に判断できる最小限度の事項を記載すること。
- 2 契約書（上表に記載している内容が確認できる部分）の写しを添付すること。

商号または名称

業務委託契約書

1. 委託名	清掃津福工場高濃度・低濃度脱臭塔活性炭取替業務委託		
2. 委託場所	久留米市津福本町 清掃津福工場		
3. 履行期間	自	令和 6 年 月 日	
	至	令和 7 年 3 月 1 4 日	
4. 請負代金額	¥		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)		
5. 契約保証金	_____	百万	千 円
6. 部分払	_____	回	・ 無

上記の業務について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 久留米市合川町2190番地3

久留米市

代表者 久留米市企業管理者 石原 純治

受注者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別冊の仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は乙の第7条に定める業務主任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(業務着手届)

第2条 乙は、業務に着手しようとするときは、着手する前日までに書面により甲に届出なければならない。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 久留米市企業局契約事務規則第2条(久留米市契約事務規則第27条の各号いずれか)に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、乙は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務主任技術者)

第7条 乙は、業務の履行について技術上の管理を行う業務主任技術者を定め、甲に通知するものとする。これを変更するときも同様とする。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の中止)

第9条 甲は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料、又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲、乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間までに業務が完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、甲が負担する。

(検査)

第12条 乙は、業務において、直ちに結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務完了届)

第13条 乙は、全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了届を提出しなければならない。

(業務委託料の支払い)

第14条 乙は、第12条第2項の規定による検査の全てに合格したときは、甲に対して甲の定める手続きに従い業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

第15条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

2 前項において乙が負うべき責任は、第12条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務完了の日から10年とする。

4 甲は、業務の完了の際に乙のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、乙の契約違反が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第15条の2 契約目的物が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、契約目的物の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。

3 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき

（2）請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

（3）甲が催告をしても乙が履行の追完をする見込みがないことが明らかであるとき

4 前3項の場合、甲は、契約目的物の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。

5 甲が、契約目的物が契約に適合しないことを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、前4項の規定による履行の追完の請求、代金減額の請求及び損害賠償の請求をすることができない。

6 本条の規定は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（履行遅滞の場合における遅滞金）

第16条 乙の責による事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後相当期間内に完了すると認めるときは、甲は業務委託料に対して延長日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合を乗じて得た額の損害金を付して履行期間を延長することができる。

2 甲の責に帰する事由により第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して基準率の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（契約不適合による解除権）

第17条 乙が契約を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約の解除をすることができる。ただし、その不履行の内容が、契約目的の達成に影響しない程度に軽微なものであるときはこの限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）乙が契約の履行ができなくなったとき

（2）乙が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

（3）前2号の他、乙が債務の履行をせず、甲が催告をしても契約の目的を達するに足る履行がされる見込みがないことが明らかなきとき

（4）この契約の締結及び履行に際し重大な不正行為を行ったとき。

（5）関係法令、規則等の規定に違反したとき。

（6）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

（7）破産、会社更生若しくは民事再生手続きその他これらに類する手続きの申立てをし、又は申立てをされたとき。

（8）業務主任技術者を配置しなかったとき。

（9）前各号のほか、乙がこの契約に違反し契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 第1項及び前項の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

4 乙は、第1項及び第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として第2条の委託料の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払うとともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第1号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により

選任された再生債務者等

- 6 第4項及び前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができ、乙に対する支払金額その他の債務があるときは相殺することができる。
- 7 本条の規定は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第17条の2 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(乙を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団排除措置による解除)

第17条の3 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その暴力団員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の暴力団員とみなされる者をいう。以下同じ。))であるとき。

(2) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等となっているとき。

(3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。

(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲

は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第18条 甲は、前3条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定による業務内容の変更の結果業務委託料が3分の2以上減額したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務履行が不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。その損害額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(賠償金、違約金等の控除等)

第20条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金及び違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、業務委託料の中から控除する。なお、不足を生じたときは、更に期限を定めて追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から基準率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(障害者に対する遵守事項)

第21条 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(合意管轄)

第22条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義を生じた事項は、必要に応じて甲、乙協議してこれを定める。